

平成 29(2017)年度第 11 回大学院法務研究科（法科大学院）教授会議事録要旨

日 時： 平成 30(2018)年 2 月 14 日（水） 14 時 01 分～14 時 39 分

場 所： 大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）3 階 S303 教室

構成員数： 11 名（定足数 6 名）

出 席 者： 8 名（定足数充足）

欠 席 者： 3 名

議 長： 植村 栄治（法務研究科長職務代行）

議 案：

議案 1. 教員の兼職について

議長より、資料に基づき、教員が他大学大学院より兼任講師（非常勤）及び自治体から行政不服審査会委員の委嘱がなされていること、又、別教員が別自治体から行政不服審査会委員の委嘱がなされていること、両教授とも、自治体からの委嘱状等の書類については本教授会に間に合わなかったため、次回教授会の報告承認事項にて開示する旨の説明が為された。審議の結果、両教授の兼職について、教授会はこれを承認した。

議案 2. 学籍異動について

議長の指名により学生委員会委員長より、資料に基づき、法務研究科生（未修長期 6 年）5 年の退学申請について、現在休学中の当該学生は来年度平成 30(2018) 年度復学する予定であったが勤務上の都合で 4 月より外国に赴任することになる、既に 2015・2016・2017 の 3 年間休学をしており、学則 34 条により休学は通算して 3 年を超えることができずこれ以上の休学が不可能であるための退学である、なお修了まで 16 単位残していた旨の説明が為された。審議の結果、当該学生の退学について、教授会はこれを承認した。

議案 3. 平成 29(2017) 年度後期成績及び進級・修了判定について

議長より、資料に基づき、平成 29(2017) 年度後期科目の成績、及び学年別 GPA 一覧（年間）について説明が為された。続いて、平成 29(2017) 年度進級判定について、平成 29(2017) 年度休学者を含む 2 名（両名とも 5 年生）を除いて全員が進級要件を満たしている旨の説明が為された。審議の結果、進級要件を満たした者 3 年生 1 名、4 年生 5 名、5 年生 1 名、合計 7 名の進級を合格判定とすることが承認となった。

続いて、平成 29(2017) 年度進修了判定について、審議の結果、修了要件を満たしている者 6 名の修了を合格判定とすることが承認となった。なお、2 名は修業年限未到達で修了要件が充足しており修業年限短縮が可能であること、1 名については修業年限短縮による修了を希望していること、他の 1 名について意思確認を行う必要がある旨報告が為された。

議案 4. 平成 29(2017) 年度学位記授与式総代・副総代の選考について

議長より、資料に基づき、総代・副総代の選考について、成績（入学時から修了までの GPA）を選考基準とし、上位 3 名を総代（1 名）および副総代（2 名）として選出する旨説明が為された。審議の結果、教授会はこれを承認した。

議案 5. 平成 30(2018) 年度時間割（案）について

議長より、資料に基づき、平成 30(2018) 年度時間割（案）について、信濃町校舎で 3 月から前期

授業を開講するが、その多くが土曜日に集中し、一時限に4つ授業が行われる時限もある、後期の板橋校舎での履修者は1名になる見込みである旨説明が為された。審議の結果、教授会はこれを承認した。

議案6. 来年度（平成30(2018)年度）以降の学習指導員態勢について

議長の指名により学生委員会委員長より、資料に基づき、板橋校舎移転を念頭に、現員の学習指導員に対し来年度における継続の意向調査を行ったところ、6名中3名が板橋校舎での指導も可能、2名が7月一杯（信濃町校舎でのみ）、1名が6月から2・3ヶ月間海外赴任に赴くため5月一杯までとの回答であった、よって来年度は3名の態勢となること、3名の内論文指導に対応可能な指導員は2名のため、今年度と同じペースで実施することは人員的に困難になることが予想されるため、周期（回数）等を現在より縮小し、かつ指導員の担当週における指導実施の有無は一週間前の学生の予約状況に基づいて決定していくことにし、指導員から出題された課題への解答提出、あるいは相談予約が担当する日の一週間前までに為された場合に指導を実施し、予約がない場合は当該週を中止とする予約制を導入する旨方針が示された。審議の結果、教授会はこれを承認した。

議案7. 学校法人大東文化学園職員任免規則等の改正に伴う規則（大東文化大学学則、教員選考基準、大東文化大学一般研究費使用要領、一般研究費科目別使途範囲等に関するガイドライン、大東文化大学学長選考規程、大東文化大学学科協議会規程、大東文化大学大学院教員及び研究科委員会規程）の改正（案）について

議長より、資料に基づき、学校法人大東文化学園職員任免規則等の改正に伴う規則（大東文化大学学則、教員選考基準、大東文化大学一般研究費使用要領、一般研究費科目別使途範囲等に関するガイドライン、大東文化大学学長選考規程、大東文化大学学科協議会規程、大東文化大学大学院教員及び研究科委員会規程）の改正（案）についてについて、任免規則において教育職員の種類、専任教員の種類が改正になったことに伴い改正を要する箇所がある一連の規程の改正である旨説明が為された。審議の結果、教授会はこれを承認した。

議案8. 大東文化大学教学IR規程の制定（案）および大東文化大学学長室規程制定案の改正について

議長より、資料に基づき、大東文化大学教学IR規程の制定（案）および大東文化大学学長室規程制定案の改正についてについて、学長室に主に教育・研究に関わるIR（Institutional Research）機能をもたせる委員会を設置する構想であるが、この機能に係る規程である旨説明が為された。審議の結果、教授会はこれを承認した。

議案9. 大東文化大学ヒトを対象とする医学系研究に関する倫理規程の改正（案）について

議長より、資料に基づき、大東文化大学ヒトを対象とする医学系研究に関する倫理規程の改正（案）についてについて、生体試料等に含まれる遺伝子等について個人情報として取扱い、試料提供者への研究目的等の説明や同意書を得る等の手続きを明示した改正である旨説明が為された。審議の結果、教授会はこれを承認した。

報告承認事項：

1. 法務研究科の板橋校舎移転に係る措置について（学長よりの回答）

議長の指名により事務室事務長より、資料に基づき、板橋移転に際して法務研究科から平成29(2017)年10月12日付依頼文書により各種の要望を提出していたが、これに対し今般学長から回答

が為された、施設の割り当てについて、院生研究室として 1 号館 5 階演習室 3 室（1-0515、1-0516、1-0517）を専用スペースとして割り当てるここと、室内仕様、利用方法については、関係部署と事務レベルでの協議を行っていくこと、教員研究室については、来年度在籍予定者 8 名分（専任 5 名、特任 3 名）をすべて板橋校舎内に確保する方向で、現在、研究室検討委員会にて調整中であること、最終的な結論は、研究室検討委員会より別途連絡があること、なお、各研究室の配置エリアは分散される可能性があること、学生（法務研究科生）への学費減免等の特例措置については、所定の学費を納めうえで、別途、JR 信濃町駅から東武練馬駅の通学定期代を基準値とし、一定額を特別給付金として支給することを了承すること、なお、給付額及び給付手続きについては事務レベルで協議していくことが示されていることの報告が為された。

加えて、学生の学習用スペースについて、院生研究室が設けられる予定の 1 号館 5 階は主に大学院の授業を行う演習室が設置されているが従来授業終了後は施錠されていた、法務研究科移転後は同 5 階フロアの他の演習室について施錠せず、空いている場合は学生の学習に使用できるよう別途要望した結果、使用が可能になる見込みである旨補足的に説明が為された。

法務研究科の板橋校舎移転に係る措置について（学長よりの回答）、説明通り承認された。

2. 大東文化大学海外研究員派遣規則、大東文化大学海外留学生派遣規則および大東文化大学海外出張者派遣規則の制定に伴う大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）学則の改正（案）について

議長より、資料に基づき、12 月の教授会で諮った、大東文化大学専任教員海外派遣規則、大東文化大学専任教員海外派遣規則施行細則を廃止し、これらに包含されていた①海外研究員、②海外留学生、③海外出張者の 3 つの要素を別建てにした「大東文化大学海外研究員派遣規則」、「大東文化大学海外留学生派遣規則」、「大東文化大学海外出張者派遣規則」の制定に関し、法務研究科学則上の該当する部分も併せて改正する必要がある旨説明が為された。法務研究科学則改正について、説明通り承認された。

報告事項：

1. 平成 29(2017) 年度後期定期試験について

議長より、後期定期試験について、追試等もなく大過なく終了できた旨総括的な報告が為された。

2. 大東文化大学大学院学則第 56 条に基づく学長賞表彰の推薦について

議長より、学業優秀または称賛に値する学生を表彰する学長賞に相当する学生がいれば推薦願いたい旨呼びかけられた。

3. その他

(1) 1. 大東ロージャーナル第 14 号刊行状況について

大東ロージャーナル編集委員会委員長より、原稿が集まつたことにより、予定通り 3 月の教授会時に配布できる見通しである旨報告が為された。

予定された議案の審議及び報告がすべて終了したので、議長は 14 時 39 分閉会を宣した。

以上